

台風に対する船舶対応表

浜田港等台風・津波等対策委員会

区分	発令の基準	船舶の措置
注意喚起		<ol style="list-style-type: none"> 1 台風に関する情報の収集を強化すること。 2 船舶は、予想される今後の台風の進路及び風向風速並びに勧告を考慮し、入港の自粛、港外退避、荷役の一時中断等の適切な措置に関する早期判断を行い、台風の接近に備えること。 3 連絡体制を確保すること。
第1体制	浜田港等が暴風域に入る12時間前	<ol style="list-style-type: none"> 1 荷役中の船舶は、これを早期に完了させ、又は中止し、乗組員の待機、機関の準備、水先人・曳船の手配など必要な運航準備を整えること。 2 工事作業中の船舶は、早急に作業を完了させ、又は中止し、避難のための準備を整えること。 3 錨泊中又は錨泊を予定する船舶は、当直員（船橋当直・無線当直等）を増員配置して、レーダー等による監視、国際VHF（16ch）の常時聴取（国際VHF搭載船に限る。）及びAISの常時作動（AIS搭載船に限る。）の見張りを強化するとともに、機関用意とし、走錨防止にあたること。 4 船舶は、暴露部にある積荷の流出防止を図ること。
第2体制	浜田港等が暴風域に入る6時間前	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶は、保船上必要と認めるとき、又は予想される台風の風向風速並びに船舶、係留施設及び錨地の状況から港外退避が適切と認められるときは、港外の安全な海域に避難すること。 2 ぎ装中、修理中又は非自航の船舶は、係留強化等を行う場合は、これらの荒天準備を完了させること。 3 汽艇等の船舶は、河川、その他の安全な場所への避難を終え、係留強化等の荒天措置を完了させること。
解除時期	台風が通過し、港内の船舶交通に支障のないことが確認された時点。	

発達した低気圧に対する船舶対応表

浜田港等台風・津波等対策委員会

区分	発令の基準	船舶の措置
注意喚起		<ol style="list-style-type: none"> 1 発達した低気圧に関する最新の情報を入手すること。 2 船舶は、予想される今後の発達した低気圧の動き及び風向風速並びに勧告を考慮し、入港の自粛、港外退避、荷役の一時中断等の適切な措置に関する早期判断を行い、発達した低気圧の接近に備えること。 3 連絡体制を確保すること。
第1体制	<p>気象庁から島根県気象情報が発表され、最大風速が「西部海上21m/s以上25m/s未満」と予想された場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 荷役中の船舶は、これを早期に完了させ、又は中止し、乗組員の待機、機関の準備、水先人・曳船の手配など必要な運航準備を整えること。 2 工事作業中の船舶は、早急に作業を完了させ、又は中止し、避難のための準備を整えること。 3 錨泊中又は錨泊を予定する船舶は、当直員（船橋当直・無線当直等）を増員配置して、レーダー等による監視、国際VHF（16ch）の常時聴取（国際VHF搭載船に限る。）及びAISの常時作動（AIS搭載船に限る。）の見張りを強化するとともに、機関用意とし、走錨防止にあたること。 4 船舶は、暴露部にある積荷の流出防止を図ること。
第2体制	<p>気象庁から島根県気象情報が発表され、最大風速が「西部海上25m/s以上」と予想された場合又は沿岸自治体気象区域に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶は、保船上必要と認めるとき、又は予想される台風の風向風速並びに船舶、係留施設及び錨地の状況から港外退避が適切と認められるときは、港外の安全な海域に避難すること。 2 り装中、修理中又は非自航の船舶は、係留強化等を行う場合は、これらの荒天準備を完了させること。 3 汽艇等の船舶は、河川、その他の安全な場所への避難を終え、係留強化等の荒天措置を完了させること。
解除時期	発達した低気圧の影響がなくなり、港内の船舶交通に支障のないことが確認された時点。	

※第1体制及び第2体制発令の際は、気象庁の気象情報に基づくため、注意喚起の段階を経ずに発令することがある。